

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する事務の取扱いについて（通達）

〔 最終改正 令和 2 . 12 . 25 例規務第44号 〕  
〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第 420号）の一部改正並びに届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第 5号）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めたもので、平成19年10月17日から実施しています。